

協働によるまちづくり / 公募型協働推進事業の活動事例集 (令和元年度ver)

地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう!



目次:

公募型協働推進事業の概要 1

応募から採択までの流れ 3

令和元年度採択事業一覧 4

令和元年度活動事例 5 (協働事業) (テーマ設定型事業) (施設等活用事業)

公募型協働推進事業に関する 8 よくある質問

協働によるまちづくりの進め方 9

盛岡市は、地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに関する事業「公募型協働推進事業」を実施しています。

令和元年度に募集した事業は、次の3種類でした。

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② 施設等活用事業

指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。

③ テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。



選考委員会の様子

《応募資格者》

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。
※個人での応募はできません。

補助最高額
50万円

《補助対象額》

補助額は、補助対象経費の4/5以内。
補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額。補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

施設等活用事業

施設等活用事業の対象となる「まちづくり拠点施設等」は、盛岡市が平成24年から26年度にかけて市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）により整備された、次の6施設です。



三崋亭（旧藤原家町家
（三原家））

場所：鉾屋町9-35



莫蔭九・森九商店

場所：紺屋町1-31



旧盛中図書館及び鉾屋
町・大慈寺露地遊歩道

場所：鉾屋町9-35



太田民俗資料館

場所：中太田深持9



鉾屋町旧消防番屋

場所：鉾屋町9-36



盛岡駅前
観光案内ビジョン

場所：盛岡駅前通1-48

テーマ設定型事業

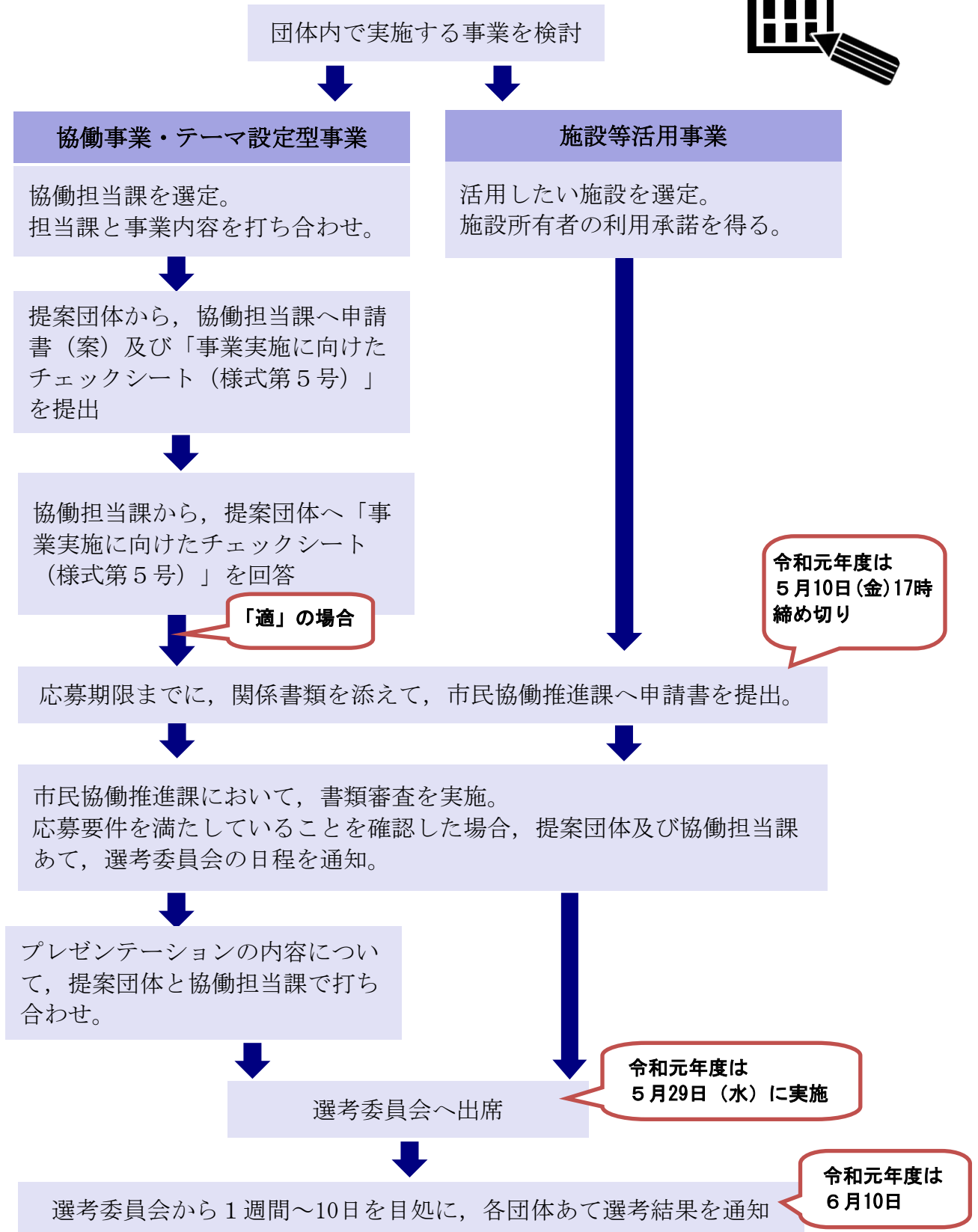
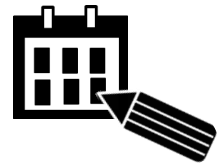
令和元年度市がテーマを設定し、企画提案を募集した事業は次のとおりです。

※事業を募集するテーマ・担当課は毎年異なります。

テーマ		担当課
1	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	保健所健康増進課
2	「誰もが活躍できる職場づくり」のための管理職マネジメント支援	市民部男女共同参画推進室
3	支障木伐採支援	建設部道路管理課
4	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	総務部危機管理防災課
5	選挙における投票行動につなげる主権者意識の醸成	選挙管理委員会事務局
6	投票行動につなげる障がい者等への支援	選挙管理委員会事務局
7	NPOによる町内会・自治会活動支援の仕組みづくり	市民部市民協働推進課

令和元年度公募型協働推進事業 ～ 応募から採択までの流れ

令和元年度の事業は、概ね次のような流れで行われました。



令和元年度 採択事業一覧

協働事業

	事業名	団体名	協働担当課
1位	保護猫預かりボランティア支援事業	特定非営利活動法人 もりねこ	生活衛生課

テーマ設定型事業

	テーマ	担当課	事業名	団体名
1位	支障木伐採支援	道路管理課	セーフティ・グリーン・プロジェクト Part2 事業	三ツ割鉢の皮振興会
2位	NPOによる町内会・自治会活動支援の仕組みづくり	市民協働推進課	「みんなで育む地域づくりプロジェクト～step3～」事業	もりおかNPO連絡協議会
3位	「誰もが活躍できる職場づくり」のための管理職マネジメント支援	男女共同参画推進室	イクボス拡大促進事業	いわてライフキャリアラボ
4位	選挙における投票行動につなげる主権者意識の醸成	選挙管理委員会事務局	「盛岡市中高生の未来可能性創出事業（主権者教育）～投票行動と地元への意識醸成」事業	ドリーム・シード・プロジェクト会
5位	青年期・壮年期の働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み	健康増進課	働き世代のグッドスポーツグッドコミュニケーション事業	一般社団法人 盛岡市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
6位	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	危機管理防災課	子ども防災リーダー育成・いのちの楽校プログラム事業	特定非営利活動法人 RAY of HOPE
7位	震災記憶の風化防止と防災意識の向上	危機管理防災課	「ローカルガイドと一緒に学ぶ、復興の街の暮らしといまむかし」事業	三陸みらいシネマパートナーズ

施設等活用事業

	活用施設	事業名	団体名
1位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	「盛岡町家 三岳亭に隠された全ての謎を解き明かせ」@体験型謎解きプロジェクト	PLELL
2位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	女性の経済的自立支援事業「起業応援フォーラムin鉾屋町」	特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて
3位	太田民俗資料館	「ホンモノの曲り家に触れる」@体験型エンタメプロジェクト	PLELL
4位	太田民俗資料館	ひなの会作品展	手芸サークルひなの会

協働事業（R1活動事例） 保護猫預かりボランティア支援事業

ニャンとも幸せ！保護猫の殺処分3年連続ゼロを達成

当事業は3年目の継続事業で、前2事業年度においては、盛岡市保健所に保護された猫の実質的な殺処分ゼロを2年連続して達成しています。

令和元年度は猫の実質的な殺処分ゼロを継続しつつ、さらなる譲渡率増加を図ることを目的に、盛岡市動物公園や盛岡ふれあい覆馬場プラザで猫の譲渡会を含むイベントを開催。保護猫について知ってもらう契機を提供するとともに、預かりボランティアとして協力してくれる方を募りました。

その結果、新規に12名のボランティア登録があったほか、多くの人に市の保護猫の実態や愛護団体の活動を知ってもらうことができ、3年連続の実質的な殺処分ゼロを達成することができました。



← ボランティアさんから新しい飼い主の方へ

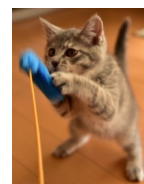


実施主体

特定非営利活動法人もりねこ

- ・ 設立年月日 平成28年1月
- ・ 理事長 工藤 幸枝
- ・ 主な活動実績
 - ・ 2017年度 猫の保護116頭 譲渡90頭
 - ・ 2018年度 猫の保護68頭 譲渡80頭
 - ・ 奥州保健所・中部保健所・盛岡市保健所との共催での譲渡会開催（2018年度各1回）
 - ・ 2017年度、2018年度 盛岡市保健所との協働事業「もりおかニャンとも幸せプロジェクト」実施。実質的な殺処分ゼロ2年連続に貢献。

※令和元年5月 事業申請時の情報



事業の内容

- 1 盛岡市保健所に保護された猫のうち、哺乳や療養、人馴れなどが必要な猫を自宅で譲渡可能な状態になるまで預かってくれるボランティアを支援する。
- 2 上記ボランティアが預かり、保健所で一定期間飼い主を募集したにもかかわらず、飼い主が見つからなかった猫をNPO法人もりねこにて譲り受け、新しい家庭に繋ぐ。
- 3 猫の適正飼育などの啓発活動を行い、保健所に保護される猫を減らす。
- 4 猫の譲渡会を含むイベントを開催することで、猫に興味のない市民の方々にも保護猫という存在や伴侶動物として保護動物を迎えるという選択肢があることを広く知っていただく機会を提供する。
- 5 盛岡市保健所で保護された猫を、自宅で預かってケアする市民ボランティアを募集する。登録希望者は、保健所またはNPO法人もりねこに申請を行い、審査を受ける。登録されたボランティアの個人情報は、盛岡市保健所とNPO法人もりねこがそれぞれ適切に管理を行う。
- 6 盛岡市保健所に保護された猫を自宅で預かってケアするボランティアに対し、盛岡市保健所とNPO法人もりねこが協働して精神面と物資面の両面から適切なサポートを行う。預かっている猫の健康状態に問題が生じた際の通院指示は、平日は盛岡市保健所、土日祝および盛岡市保健所閉庁時はNPO法人もりねこが行う。場合によっては、通院ではなく保健所への返還を指示する場合もある。
- 7 当事業の対象となった猫を新しい家族につなぐため、盛岡市保健所とNPO法人もりねこが協働で猫の譲渡会を開催する。



テーマ設定型事業（R1活動事例） 「誰もが活躍できる職場づくり」のための管理職 マネジメント支援

“イクボス”の拡大促進に向けて…

“イクボス”とは「部下や同僚等の育児や介護・ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司」のことです。

イクボス育成への理解促進と、実践者を増やすことにより、市民の仕事と生活の両立や、少子化対策・男女共同参画社会の実現・地域参画の活性化等を図ることを目的として、「イクボス養成出前講座」を開催しました。



セミナー受講者の声

- ・話題のテーマをいち早く体系立てて学ぶことが出来、大変有意義だった。
- ・講演から、明るく・働きやすい職場づくりのヒントが得られた。
- ・取組の進め方が具体的に説明され、セミナーの中でも自社でどこから手を付けていこうかと議論でき有意義だった。
- ・自職場にも来て講演してもらいたい！
- ・働き方改革においてなぜイクボスが軸となるのか、よく理解できた。

事業の内容

東北で唯一イクボス研修を体系的に実施しているNPO法人ファザーリング・ジャパン東北と協力体制を取り、座学研修・グループワーク等を織り交ぜた、「イクボス養成出前講座」を全4回開催する。

・対象…盛岡市内の企業団体等

・実施内容

- ① 10月27日 東日本旅客鉄道株式会社(42名参加)
- ② 2月14日 日本政策金融公庫盛岡支店(13名参加)
- ③ 2月18日 川上塗装工業株式会社(役職者3名参加)
- ④ 2月26日 上野法律ビジネス専門学校(卒業生28名+職員5名参加)

実施主体

いわてライフキャリアラボ

- ・ 設立年月日 平成30年7月
- ・ 代表者 後藤 大平
- ・ 主な活動実績
 - ・(株)岩手銀行 イクボスセミナー
 - ・岩手県教職員組合 男性育休推進セミナー
 - ・(株)東京海上日動火災保険 働き方改革講座
 - ・(株)ホンダ北東北 女性活躍推進講演
 - ・岩手大学 キャリアを考える 授業講座
 - ・他多数(県内外自治体や市民団体における研修・講演)

※令和元年5月 事業申請時の情報

事業のテーマ（担当：男女共同参画推進室） 「誰もが活躍できる職場づくり」 のための管理職マネジメント講座

長時間労働など従来の働き方を見直し、性別や年齢などに関係なく、誰もが意欲と能力を最大限発揮できる職場環境を整えていくことは、生産性や創造性の向上、ワーク・ライフ・バランスの実現、ひいては労働力人口の減少や、長寿化による人生百年時代に対応しうる持続可能な地域社会の形成に繋がります。

これらを実現する鍵となるのが管理職のマネジメントですが、平成30年度に市で実施した各種調査において、事業所では「管理職のマネジメントスキルの向上」、また市民は「職場や上司の支援」を課題の上位としてあげています。このため、「多様な人材の活躍支援」に資する、管理職の意識啓発やスキル向上のためのセミナー等を実施し、課題解決につなげようとするものです。



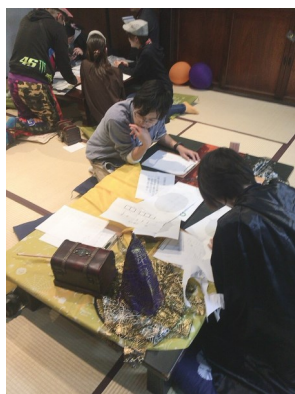
施設等活用事業（R1活動事例）

「盛岡町家 三崙亭に隠された全ての謎を解き明かせ」@体験型謎解きプロジェクト

「盛岡町家」の魅力を活かした体験型イベント

今回の事業、体験型謎解きプロジェクトは、参加者自身が物語の主人公となって謎解きやミッションに挑みクリアを目指す、参加型のゲームイベントを開催するプロジェクトです。

会場として使用する「盛岡町家」及び盛岡城下町のよい伝統や雰囲気の残る「鉾屋町界限」の趣と魅力を、体験型謎解きゲームイベントの特性である強烈な体験性と深い没入感により盛岡市内外から集う参加者に対して強くアピールし、その認知度の向上と魅力の周知を目指し、「盛岡町家」の更なる活用を促すことを目的として実施しました。



実施主体

PLELL

- ・ 設立年月日 平成30年6月
- ・ 代表者 モウリ コウキ
- ・ 主な活動実績
 - ・ 岩手県NPO活動交流センター主催 N活フェア2018(夏)参加企画 こどもナゾキ体験ワークショップ「ナゾキヒミツキチ」企画運営
 - ・ 青少年活動交流センター主催 第5回いわて親子フェスティバル参加企画 体験型スタンプラリーゲーム「アイーナ探偵 vol.1 “ねらわれたおうさま”」企画運営
 - ・ 岩手県NPO活動交流センター主催 N活フェア2018(秋)参加企画 体験型謎解きエンターテインメントゲーム「PLAYING!」企画運営

※令和元年5月 事業申請時の情報

事業の内容

【実施時期】 9月～2月(全7回)

1. 19 ZERO「あの日、空に消えた物語」
参加者数:18人 満足度(アンケート):86.1%
2. 19 FIRST「時間遡行者選抜試験TRAVELER」
参加者数:23人 満足度(アンケート):83.3%
3. 19 SECOND「鉾屋町ゴーストナイトパレード」
参加者数:23人 満足度(アンケート):94.4%
4. 19 THIRD「bookend, weekend」
参加者数:12人 満足度(アンケート):87.5%
5. 19 FOURTH「一サラバ、2019」
参加者数:17人 満足度(アンケート):84.3%
6. 19 FIFTH「RE:BOOT(再演祭Ⅰ)」
参加者数:18人 満足度(アンケート):83.3%
7. 19 SIXTH「THE BEST! (再演祭Ⅱ)」
参加者数:21人 満足度(アンケート):73.8%

活用施設 三崙亭

(旧藤原家町家(三原家))

- ・ 施設の所在地
盛岡市鉾屋町9-35
- ・ 旧藤原家町家(三原家)修理活用事業
歴史的建造物の旧藤原家(三原家)の保存と活用のため、内外装の全面修繕と構造補強、給排水、電気設備の更新を行い、催事や飲食、宿泊体験などが可能な施設として活用を図る。
- ・ 修理活用事業 実施期間
平成24年7月3日～平成25年6月14日



公募型協働推進事業に関する よくある質問



Q 1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

A 1 市民協働推進事業補助金の対象となる「市民活動団体等」とは、営利活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には、次のような団体が該当します。
特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会 など

Q 2 採択された事業は、いつから実施できますか？

A 2 補助金の交付決定日以降となります。
交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。
補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

Q 3 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A 3 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。
謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や、備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが想定されます。
事務所の地代 / 家賃 / 光熱水費の支払い / 比較的長期間の使用又は保存に耐える物品 / 取得価額が3万円以上のもの

Q 4 定款、会則又はこれに代わるものはどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものを提出してください。

- ・NPO活動※を行う団体である
- ・市内に事務所があるまたは活動が市内で行われている
- ・会員の資格に関して、不当な条件を付していない
- ・代表者や運営方法が決まっている
- ・独立した組織による継続的活動を行っている（特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。）
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体ではない

※盛岡市は、「NPO活動」を次のように定義します（「NPO活動促進のための基本方針」参照）

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

Q 5 選考委員会とは、どのようなものですか？

A 5 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。

選考委員会では、応募者および協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーション（約10分）を行います。プレゼンテーション後は、委員からの質疑がありますので、その場で応答いただきます。

選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。

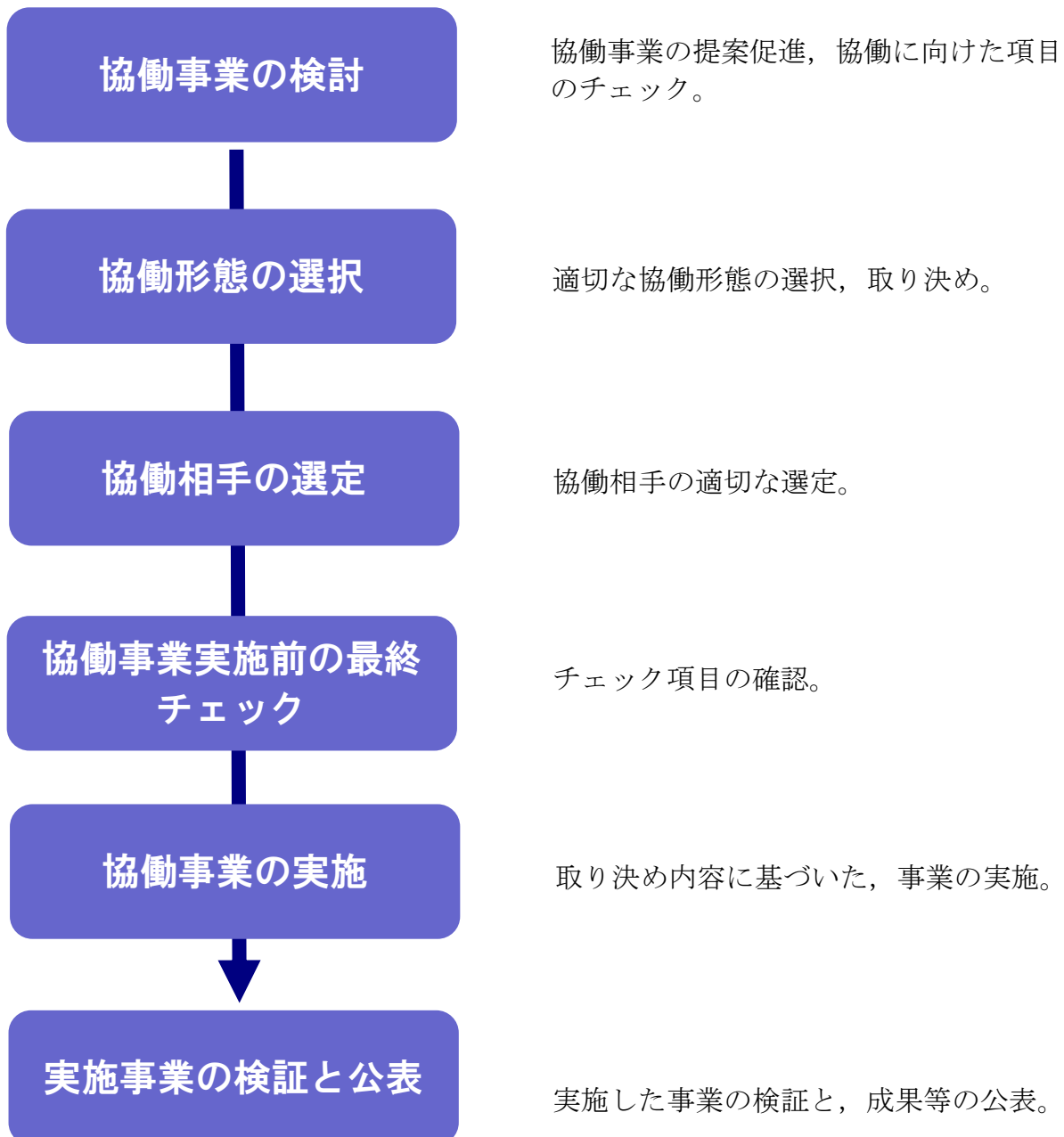
協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合

盛岡市は、『盛岡市市民協働推進指針（平成26年3月策定）』において、「市民協働」を次のとおり定義しています。

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力しあうこと。

協働でまちづくりなどの事業を行う場合、次のようなプロセスで取り組むことが想定されます。盛岡市と協働事業を行う際の、参考としてください。

協働事業の基本的なフローチャート



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合

盛岡市は、協働事業を行う際は、具体的に、次のような内容を確認します。
なお、確認内容は、事業の性質等により、異なる場合があります。



協働事業の検討

- ☐ **盛岡市民のニーズが反映されていますか？**
市民ニーズの把握方法の妥当性について検証します。
- ☐ **協働による効果が期待できますか？**
市民サービスの向上（地域の実情に応じたきめ細やかな対応，専門的知識やノウハウの活用，現行制度では対応が難しい課題への対応など），事業の効率化，雇用創出等の効果が期待できるか検討します。
- ☐ **市が実施すべき事業ですか？**
国や県，民間等で実施すべき事業でないかを確認します。
また，市の方針・計画に合致するか。今実施すべきものかを検証します。
- ☐ **公益的な事業ですか？**
得られる効果が，広く盛岡市民に還元されるものであるかを検証します。
- ☐ **予算の見積りは適正ですか？**
予算の見積もりが，得られる効果に対して過度に高い額であったり，実施するにあたり不十分な額ではないかを検証します。
- ☐ **将来的な事業効果が見込めますか？**
事業効果が一過性のものではなく，持続性を有しているか，事業終了後どのような効果が期待されるかを検証します。
- ☐ **事業実施に必要な資源を措置できますか？**
事業実施に必要な資源（人，予算，物など）を協力して準備できるか検証します。

協働形態の選択

- ☐ **情報提供・情報交換**
それぞれが持っている情報を提供・共有しあうこと。協働事業の提案を受けたりすることも，協働の一つと考えられます。
- ☐ **後援**
団体が主催する取組に対して，行政が「後援」という形で名を連ねたり，行政主体のイベント等に団体が名を連ねること。主に，金銭的支出を伴わない協働の形態。行政からの後援によって，団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増したり，団体からの後援によって，地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待されます。

協働によるまちづくりの進め方

～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合

□ 共催

団体と行政が、ともに事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。十分協議のうえ、対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。

□ 実行委員会等

団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって、取り組みを行う協働形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

□ 事業協力

団体と行政が、協定書などにに基づき目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などを決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。

□ 委託

本来行政が責任を持って行うべき分野と考えられている領域において、団体の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活かし、より効果的に取り組みを進めるため、団体に業務を委託する協働形態。

□ 補助

要綱などに基づく補助金等の行政からの財政支援により、団体が公益的な事業を行う場合も、協働形態の一つと考えられます。先駆性や補完性など、行政が特定の団体に公金を支出するに足る合理性が求められます。

協働相手の選定

□ 事業の遂行能力

協働対象事業と類似する事業実務経験の有無（専門性、ノウハウの確認）

□ 団体運営の健全性

経理の適切性、収支の安定性（会費・寄附金などの収入に占める比率等）

□ 団体運営の透明性

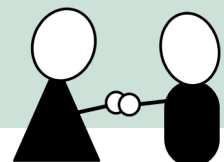
事業報告書、収支報告書などの積極的な公開

□ 会員数・事務局体制

幅広い会員による支援や事務局体制の整備

□ その他

宗教・政治活動・反社会勢力との関わり等の有無



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合

協働事業実施前の最終チェック

- **事業目的の共有**
お互いに事業目的合致しているか、目的の共有を再度行います。
- **役割分担の明確化**
双方の役割分担について、再度確認します。
- **責任分担の明確化**
双方の責任の所在について、再度確認します。
- **費用負担の明確化**
双方の費用負担について、再度確認します。
- **定期的な協議機会の確保**
事業実施前だけでなく、実施中においても定期的に協議する場を設け、適正な事業遂行が確保されるよう努めます。
- **協働関係の解消時期の明確化**
様々な主体と協働事業を行い、多様な公共サービスの提供や、サービスの質の向上を図る機会となる可能性があることから、特定の団体との協働を安易に継続することなく、協働関係の解消時期を明確にしておきます。

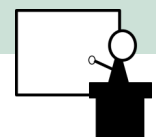


協働事業の実施

協働事業の実施に当たっては、事前に双方で取り決めた内容を遵守して進めます。
ただし、内容を変更することにより、事業の目的を効果的に達成できる可能性が高いと判断される場合は、双方十分な協議のうえ、所定のルールにしたがって変更手続きを行うこともあります。

実施事業の検証と公表

事業実施後は、実施事業のプロセス、効果課題等について検証し、報告書を作成します。
また、市は、行政の透明性の確保、事業成果の共有化及び普遍化のため、実施した事業の内容について、市民に対して公開します。



盛岡市市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
電話: 019-626-7535(直通)
FAX: 019-622-6211(代表)
電子メール: kyodo@city.morioka.iwate.jp

ホームページもご覧ください
広報 I D 1022498